

令和元年 11 月市議会環境経済委員会資料

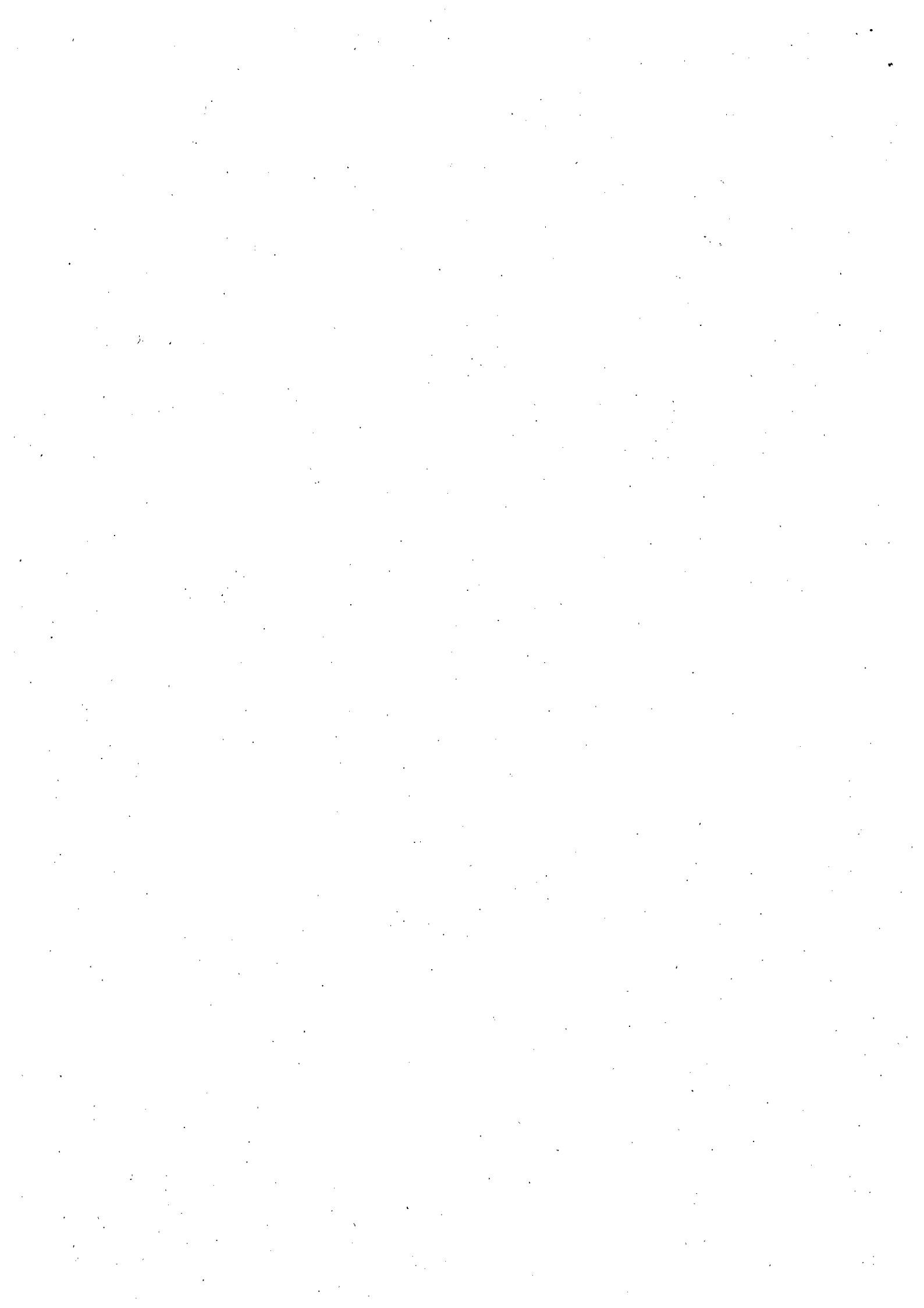
第 164 号議案

長崎市中央卸売市場業務条例及び長崎市附属機関に関する 条例の一部を改正する等の条例

【目次】	【ページ】
1 卸売市場法改正の背景	1
2 卸売市場法改正の趣旨	1
3 市場関係者との協議経過	2
4 卸売市場法改正に伴う長崎市中央卸売市場の運営方針	2～3
5 長崎市附属機関に関する条例の一部改正	4
6 長崎市中央卸売市場業務条例新旧対照表	5～34
7 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表	35
〈参考資料〉	
1 市場関係者からの意見一覧	36～37
2 長崎市中央卸売市場開設運営協議会答申（写）	38
3 中央卸売市場（青果部）開設都市の法改正への対応状況一覧	39

商 工 部

令和元年 11 月



長崎市中央卸売市場業務条例及び長崎市附属機関に関する条例の一部改正並びに長崎市中央卸売市場開設運営協議会条例の廃止について

1 卸売市場法改正の背景

卸売市場法は、これまでに卸売市場を取り巻く環境の変化に応じ改正

昭和46年 卸売市場法施行

- ・せり・入札の原則
- ・委託集荷の原則
- ・国による卸売業者の許可と指導監督など

平成11年 「せり・入札原則」の廃止^{※1}

平成16年 「委託集荷原則」の廃止^{※2}、市場外取引の規制緩和など

※1「せり・入札原則」の廃止：卸売業者の販売方法は、せり・入札取引を原則としていたが、相対取引（1対1の取引）ができることになった。

※2「委託集荷原則」の廃止：卸売業者の集荷方法は、予め締結した契約に基づき販売の委託を受け、売上に基づく委託手数料を徴収することを原則としていたが、買付集荷ができることになった。

しかしながら、市場外取引の増加や生活スタイルの多様化に伴い、市場の役割や流通環境の変化が進み、法の規定が実態と合っていない状況となっていた。

2 卸売市場法改正の趣旨

卸売市場は、今後も食品流通の核として堅持し、公正な取引環境の確保を促進するとともに、消費者ニーズへの的確な対応のため、規制を緩和し、共通の取引ルール以外は、関係者の意見を聴いたうえで、市場の実態に即し、柔軟に設定できることとするもの。

項目	内容	
① 差別的取扱い禁止	市場取引において不当に差別的取扱いをしてはならない。	継続 共通の取引ルール
② 受託拒否の禁止	卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、拒んではならない。	
③ 第三者販売の禁止	卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。	規制緩和 ⇒関係者の意見を聴き、市場毎にルールを定める。
④ 商物一致の原則	卸売業者は、市場内にある物品以外を卸売してはならない。	
⑤ 直荷引きの禁止	仲卸業者は、卸売業者以外から商品を仕入れてはならない。	

公布・施行

公布日 平成30年6月22日

施行日 令和2年6月21日

3 市場関係者との協議経過

- ・卸売業者 2 社 ・仲卸業者 18 社 ・売買参加者組合（6 組合、150 人）
- ・主要出荷団体 18 団体
- ・附属機関 中央卸売市場開設運営協議会、中央卸売市場取引委員会

年月	市場関係者との協議	附属機関での意見聴取等	
		取引委員会	開設運営協議会
H30.9	法改正の概要説明、アンケート調査 (卸売業者、仲卸組合、売買参加者組合)		
H30.10	アンケート調査（主要出荷団体）		
H30.11	アンケートの回答をもとにした協議 (卸売業者、仲卸組合、売買参加者組合)		法改正の概要説明
H30.12		取引ルール等の意見 聴取について	
H31.3	見直し案を整理した上での協議 (卸売業者、仲卸組合、売買参加者組合)	市場関係者からの意 見聴取について	
R元.5		市場運営の基本方針 (案) について	
R元.7			市場運営の基本方 針 (案) について
R元.9			諮問、答申

○市場関係者の主な意見

- ・基本的には規制緩和の考えに理解はできる。（卸売業者）
- ・規制緩和は他市場の状況を考えるとやむを得ない。（仲卸業者）
- ・当市場で取引する商品がなくなることがないようにしてほしい。（売買参加者）
- ・生産者にとって、安定的な販売、取引の確保が図られる観点で検討してもらいたい。（出荷団体）

4 卸売市場法改正に伴う長崎市中央卸売市場の運営方針 運営方針の内容のとおり条例の改正等を行う。

(1) 市場の運営について

ア 市場の開設者について

法改正により、一定の要件を満たせば民間事業者も中央卸売市場を開設できることとなったが、市民への青果物の安定供給と適正な価格形成のため、引き続き長崎市が開設者として市場を運営し、高い公共性を維持することとする。

イ 取引ルールについて

規制緩和という法改正の趣旨を踏まえ、実情に即した柔軟な取引が行えるようにするため、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則などの取引ルールを自由化する。ただし、取引の結果については、報告を義務付ける。

ウ 公正な取引の確保

市場が持つ公正な価格形成機能を維持するため、取引結果等の公表を正確に行うとともに、市場関係者の取引や経営状況について、事業者からの報告の徹底、開設者による検査を行い、適切な指導・助言等を行う。

また、取引に関し疑義が生じた場合には、新設の附属機関において調査審議を行うとともに、指導等に従わない場合は、現行と同様、罰則を課すこととする。

エ 手続きの簡素化

申請書の提出、市長の承認など、取引に係る手続きの見直しを行い、効率的な市場の運営に努める。

オ 附属機関

法改正により根拠規定が削除された2つの附属機関は廃止し、市場における取引と運営方針について調査審議する附属機関として、新たに長崎市中央卸売市場取引運営委員会を設置する。

カ その他

市場施設の使用や市場内での事業の実施については、市場関係者の意見を聴きながら、柔軟に対応することとし、市場の活性化を推進する。

(2) 開設運営協議会答申の附帯意見

ア 長崎市中央卸売市場での取引を優先する原則の確保について

これまでの市場関係者間における信頼関係を堅持しつつ市民への安定的な青果物の供給のため、市場内での取引が優先される仕組みを整えること。

イ 公平性の確保について

規制緩和が進む中で、公正な取引が確保できるよう、開設者である長崎市において、市場関係者に対する指導監督を徹底すること。

なお、指導監督に際し、疑義が生じた場合は、新たに設置予定の附属機関（長崎市中央卸売市場取引運営委員会）に意見を求め、必要な措置を講じること。

(3) その他の改正内容

ア 卸売業者の許可等について

法改正により、農林水産大臣が行っていた卸売業者の許可等の規定がなくなったことにより、開設者が卸売の許可を行う必要があるため、卸売の許可等の規定を追加する。

イ その他、必要な所要の整備を行う。

(4) 施行日

長崎市中央卸売市場業務条例の一部改正 令和2年6月21日

長崎市中央卸売市場開設運営協議会条例の廃止 令和2年6月21日

5 長崎市附属機関に関する条例の一部改正

(1) 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。今回、次のとおり附属機関を設置したいため。

地方自治法（抜粋）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) 改正内容

附属機関の設置

名称	担当事務
長崎市中央卸売市場取引運営委員会	長崎市中央卸売市場における取引及び運営方針に関する必要な事項の調査審議に関すること。

(3) 附属機関の概要

- ア 名称 長崎市中央卸売市場取引運営委員会
- イ 設置目的 市場取引において疑義が生じた場合に、学識経験者を含めた市場関係者の意見を聴き、円滑な市場運営に資するため設置するもの。
- ウ 設置時期 令和2年6月21日
- エ 審議内容 (7) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため必要な事項の調査審議
(イ) 市場運営に関する基本的事項の調査審議
- オ 開催回数 年3回程度
- カ 委員構成 15人以内（卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者、学識経験者）
※専門的知識を必要とするため、公募委員は募集しない。
- キ 任期 2年
- ク 報酬 委員長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円

(4) 施行日 令和2年6月21日

6 長崎市中央卸売市場業務条例新旧対照表

現行	改正後（案）										
長崎市中央卸売市場業務条例	長崎市中央卸売市場業務条例										
目次	目次										
第1章 総則（第1条—第5条）	第1章 総則（第1条— <u>第5条の2</u> ）										
第2章 市場関係事業者	第2章 市場関係事業者										
第1節 卸売業者（第6条—第16条）	第1節 卸売業者（第6条—第16条）										
第2節 仲卸業者（第17条—第25条）	第2節 仲卸業者（第17条—第25条）										
第3節 売買参加者（第26条—第28条）	第3節 売買参加者（第26条—第28条）										
第4節 関連事業者（第29条—第34条）	第4節 関連事業者（第29条—第34条）										
第3章 売買取引及び決済の方法（第35条—第62条）	第3章 売買取引及び決済の方法（第35条—第62条）										
第4章 物品の品質管理（第63条）	第4章 物品の品質管理（第63条）										
第5章 市場施設の使用（第64条—第72条）	第5章 市場施設の使用（第64条—第72条）										
第6章 監督（第73条—第75条）	第6章 監督（第73条—第75条）										
第7章 <u>長崎市中央卸売市場取引委員会（第76条—第83条）</u>	<u>第7章 削除</u>										
第8章 雑則（第84条—第89条）	第8章 雑則（第84条—第89条）										
附則	附則										
第1章 総則	第1章 総則										
（目的）	（目的）										
第1条 この条例は、本市が設置する中央卸売市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。） <u>第9条第2項</u> に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	第1条 この条例は、本市が設置する中央卸売市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。） <u>第4条第4項</u> に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。										
<u>（市場の名称、位置及び面積）</u>	<u>（市場の名称及び位置）</u>										
第2条 中央卸売市場の名称、 <u>位置及び面積</u> は、次のとおりとする。	第2条 中央卸売市場の名称 <u>及び位置</u> は、次のとおりとする。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 40%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市中央卸売市場</td> <td>長崎市田中町279番地4</td> <td>73,235平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	面積	長崎市中央卸売市場	長崎市田中町279番地4	73,235平方メートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市中央卸売市場</td> <td>長崎市田中町279番地4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市中央卸売市場	長崎市田中町279番地4
名称	位置	面積									
長崎市中央卸売市場	長崎市田中町279番地4	73,235平方メートル									
名称	位置										
長崎市中央卸売市場	長崎市田中町279番地4										
（取扱品目）	（取扱品目）										
第3条 長崎市中央卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目の部類は、 <u>青果部とし、その取扱品目は、野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品とする。</u>	第3条 長崎市中央卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の <u>物品</u> とする。										
（開場の期日）	（開場の期日）										
第4条 市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで（以下「休日」とい	第4条 市場は、日曜日、 <u>水曜日</u> 及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで（以下「休										

う。)を除き毎日開場するものとする。

2、3 (略)

(開場の時間)

第5条 (略)

2 卸売業者(法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

第6条 (略)

日)を除き毎日開場するものとする。

2、3 (略)

(開場の時間)

第5条 (略)

2 卸売業者(第6条の2第1項の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

(差別的取扱いの禁止)

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者(法第4条第4項第2号に規定する取引参加者をいう。以下同じ。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

第6条 (略)

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 取扱品目

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、第75条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消の日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第75条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、そ

の処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 第75条第1項の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 仲卸業者若しくは売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人であるもの

カ 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であるもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 申請者の純資産額が次条第1項の規定により定められた純資産基準額を下っているとき。

(7) 第1項の許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(8) 申請者が市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。

4 市長は、第1項の許可の申請をした者が第6条の7第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

5 第3項第6号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規則で定めるところにより計算するものとする。

(純資産額)

第6条の3 卸売業者の純資産基準額は、市長が定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、前項の規定により定められた純資産基準額を下っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申

出があっても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があったときは、その申出の全てについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならない。

5 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

6 前条第5項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。

（純資産額の報告）

第6条の4 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎年2回、純資産額を市長に報告しなければならない。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第6条の5 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第6条の5第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（名称変更等の届出）

第6条の6 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を

廃止したとき。

(3) 第6条の2第2項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

(許可の取消し)

第6条の7 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第3号の規定に該当することとなつたときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。

(4) 第6条の2第3項第5号又は第8号の規定に該当することとなつたとき。

3 第6条の3第5項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(事業年度)

第6条の8 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月までとする。

(事業報告書の提出)

第6条の9 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

(事業報告書の閲覧)

第6条の10 卸売業者は、前条の規定による提出を行ったときは、速やかに、同条の事業報告書(規則で定める部分に限る。)の写しを作成し、規則で定めるところにより、閲覧できる環境を整えなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の事業報告書を閲覧したい旨の申出があつたときは、規則で定める正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第6条の11 卸売業者は、市場における取引について、規則で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(保証金の預託)

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証

第7条 卸売業者は、第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月

金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

第8条～第11条 (略)

(せり人の登録)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項の登録申請書には、登録を受けようとするせり人の履歴書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

5 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1)～(5) (略)

(6) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。

6 (略)

7 (略)

(せり人の登録の更新)

第13条 (略)

2 (略)

3 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(せり人の登録取消し)

第14条 市長は、せり人が第12条第5項第1号、第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

第15条、第16条 (略)

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第17条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、30とする。

(仲卸業務の許可)

第18条 (略)

2 (略)

以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

第8条～第11条 (略)

(せり人の登録)

第12条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1)～(5) (略)

(6) 暴力団員等であるとき。

5 (略)

6 (略)

(せり人の登録の更新)

第13条 (略)

2 (略)

3 前条第4項(第3号を除く。)及び第5項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(せり人の登録取消し)

第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

第15条、第16条 (略)

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第17条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して市長が市場内に設置する店舗において販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、30とする。

(仲卸業務の許可)

第18条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1)~(9) (略)

第19条、第20条 (略)

(仲卸業務の許可の取消し)

第21条 市長は、仲卸業者が第18条第3項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1)~(4) (略)

3 市長は、前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第22条、第23条 (略)

(名称変更等の届出)

第24条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第18条第2項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 (略)

第25条 (略)

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第26条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1)~(3) (略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1)~(9) (略)

(10) 申請者が市税、事業税、消費税及び地方消費税(申請者が個人であるときは、所得税を含む。)を滞納しているとき。

第19条、第20条 (略)

(仲卸業務の許可の取消し)

第21条 市長は、仲卸業者が第18条第3項第1号、第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1)~(4) (略)

(5) 第18条第3項第8号又は第10号の規定に該当することとなつたとき。

3 第6条の3第5項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

第22条、第23条 (略)

(名称変更等の届出)

第24条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第18条第1項の許可に係る仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第18条第2項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- (3) 第18条第1項の許可に係る仲卸しの業務を廃止したとき。

2 (略)

第25条 (略)

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第26条 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 申請者が第28条又は第75条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(5)、(6) (略)

第27条 (略)

(売買参加者の承認の取消し)

第28条 市長は、売買参加者が第26条第3項第1号、第3号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

(1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 (略)

(許可の基準)

第30条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1)～(6) (略)

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことにつ

(4) 申請者が第28条第1項若しくは第2項又は第75条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(5)、(6) (略)

(7) 申請者が市税、事業税、消費税及び地方消費税（申請者が個人であるときは、所得税を含む。）を滞納しているとき。

第27条 (略)

(売買参加者の承認の取消し)

第28条 市長は、売買参加者が第26条第3項第1号、第3号若しくは第5号のいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、売買参加者が第26条第3項第6号又は第7号に該当することとなつたときは、その承認を取り消すことができる。

第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第29条 市長は、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、市場内の施設において業務を営むことを許可することができる。

2 (略)

(許可の基準)

第30条 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 申請者が市税、事業税、消費税及び地方消費税（申請者が個人であるときは、所得税を含む。）を滞納しているとき。

いて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力若しくは資力信用を有しないと認めるとき、又は前項第5号若しくは第6号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(保証金)

第31条 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、第29条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2～4 (略)

(許可の取消し等)

第32条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が第30条第1項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力若しくは資力信用を有しなくなつたと認めるとき、又は第30条第1項第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。

3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(関連事業者に対する規制等)

第33条 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

2 (略)

第34条 (略)

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第35条 (略)

(売買取引の方法)

第36条 卸売業者は、市場において行う卸売につい

(保証金)

第31条 第29条第1項の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、同項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2～4 (略)

(許可の取消し等)

第32条 市長は、第29条第1項の許可を受けた者が第30条第1項第1号、第2号若しくは第5号のいずれかに該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第30条第1項第6号又は第7号に該当することとなつたとき。

3 第6条の3第5項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(関連事業者に対する規制等)

第33条 市長は、第29条第1項に規定する業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

2 (略)

第34条 (略)

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第35条 (略)

2 市場関係事業者は、市場における取引を優先するよう努めなければならない。

(売買取引の方法)

第36条 卸売業者は、市場において行う卸売につい

ては、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、別表第1及び別表第2に掲げる物品（別表第2に掲げる物品にあつては、前項第2号に規定する一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であつて、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不相当であると認めて規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 第40条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、別表第2及び別表第3に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第76条に規定する長崎市中央卸売市場取引委員会の意見を聴く

ては、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 せり売又は入札の方法による取引は、第18条第1項の許可を受けた仲卸業者又は第26条第1項の承認を受けた売買参加者でなければ参加することができない。

とともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。

- 5 卸売業者は、別表第3に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(相対取引の承認申請)

第37条 前条第2項の承認を受けようとする卸売業者は規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量
- (3) せり売又は入札の方法によることが著しく不相当である理由

(卸売業者の業務の規制)

第38条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

- 2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

- 3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、長崎市中央卸売市場取引委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、長崎市中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販

第37条 削除

(卸売業務以外の業務の届出)

第38条 卸売業者は、卸売業務及び規則で定める当該卸売業務を補完するために行う業務以外の業務を行おうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 届出者の名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

(差別的取扱いの禁止等)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、取扱品目について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合に

売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第45条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、長崎市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組

は、規則で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(市場外にある物品の保管場所の指定)

第40条 市長は、卸売業者が卸売の業務を行うために市場以外の場所に第6条の2第1項の許可に係る物品を保管する保管場所を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、指定申請書を市長に提出しなければならない。

合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく市場における卸売が取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

2 前項第1号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由

3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の

業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場名及び卸売業者の名称
- (3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (4) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該卸売をしなければならない理由

6 第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目

の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならぬ。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をする場合

(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認した場合

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ長崎市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

ア かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

イ かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

ウ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの(ア及びイに掲げるものを除く。)であつて、市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの

2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申出者の名称

(2) その場所の所在地及びその場所にある施設

(卸売業者の取引の報告)

第41条 卸売業者は、次に掲げる取引を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1) 市場における卸売の業務として、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたとき。

(2) 市場内にある物品以外の物品の卸売をしたとき。

(3) 市場において第6条の2第1項の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けたとき。

(4) 市場において第6条の2第1項の許可に係る物品の卸売をし、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けたとき。

の名称

(3) その場所に置く物品の種類

3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目

(3) 取引方法

(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限

(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項

(6) 実施期間

(7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称

(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法

(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。

(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるものが提供されることが確実であること。

(3) 当該取引に係る物品の引渡方法が定められることが確実であること。

(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止)

第42条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、法第15条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類

第42条から第44条まで 削除

に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第43条 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第58条第1項の規定により市長の承認を得た委託手数料の率により算定した委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第45条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 第40条第1項第1号若しくは第2号、第48条第3項又は第84条の規定による場合に関する事項

(13) (略)

4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(受託契約約款の掲示)

第46条 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品(第41条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。以下この条において同じ。)を除く。)の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を

(受託契約約款)

第45条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を市長に届け出なければならない。

2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 第48条第3項又は第84条の規定による場合に関する事項

(13) (略)

3 前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(受託契約約款の掲示)

第46条 卸売業者は、前条第1項の規定により届け出た受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品(市場外で引渡しをする受託物品を除く。)の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその

物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たつては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)

第48条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2～4 (略)

(仲卸業者の業務の規制)

第49条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。

(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮

了承を得られたときは、この限りでない。

2 市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たつては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、当事者間で協議を行い、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 前項に規定する当事者間での協議が困難なときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受けた後、当事者間で協議を行い、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)

第48条 卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2～4 (略)

(仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れの報告)

第49条 仲卸業者は、取扱品目について市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、長崎市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(ア) 申請者の氏名又は名称

(イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(ウ) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(エ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目

(オ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限

(カ) 実施期間

(キ) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容

(ク) 当該買入れをしなければならない理由

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(ア) 申請者の氏名又は名称

(イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(ウ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目

(エ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限

(オ) 実施期間

(カ) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置

(キ) 当該買入れをしなければならない理由

3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 買入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方

(3) 卸売業者から買入れることが困難な事情

4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。

5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

6 第2項第2号、第3号又は第4号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

第50条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務とする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 業務の内容

(3) 業務を営む理由

(4) 業務開始の予定年月日

(仲卸しの業務以外の業務の届出)

第50条 仲卸業者は、仲卸しの業務以外の業務を行うおうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 届出者の氏名又は名称

(2) 業務の内容

(3) 業務を営む理由

(4) 業務開始の予定年月日

(5) 事業計画

2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、長崎市中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、長崎市中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

第51条、第52条 (略)

(卸売予定数量等の報告)

第53条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第40条第1項第1号ア及びウ、同項第2号、第3号並びに第4号の規定により市長の許可等を受けて当日卸売をする物品
- (4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(5) 事業計画

第51条、第52条 (略)

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第52条の2 卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に關し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に關して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(卸売予定数量等の報告)

第53条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第40条第1項各号の規定により市長の許可等を受けて当日卸売をした物品

(4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品
(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第54条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第40条第1項第1号ア及びウ、同項第2号、第3号並びに第4号の規定により市長の許可等を受けて当日卸売をする物品

(4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日の卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

(1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第40条第1項各号の規定により市長の許可等を受けて当日卸売をした物品

(4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品
(開設者による卸売予定数量等の公表)

第55条 市長は、卸売業者から第53条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 (略)

(仕切り及び送金)

第56条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第54条 卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、主要な産地と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

(3) 前項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第55条 市長は、卸売業者から第53条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及び卸売価格を公表するものとする。

2 (略)

(仕切り及び送金)

第56条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書の送付又は売買仕切金の支払について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、必要な事項を記載した売買仕切書を送付し、売買仕切金を規則で定める方法により支払わなければならない。

積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第61条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額）、控除すべき第58条第1項の規定により市長の承認を得た委託手数料の率により算定した委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項で定める事項を正確に記載しなければならない。

第57条（略）

（委託手数料の率）

第58条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売金額（卸売をした物品の卸売価格ごとに当該卸売をした物品の数量を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額に料率を乗じ、その額に100分の110を乗じて得た金額とする。）の率を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生ずること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき。

(2) その他不適切と認めるとき。

4 卸売業者は、第1項の規定により承認を受けた委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

（出荷奨励金の交付）

第59条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し

第57条（略）

第58条 削除

（出荷奨励金の交付）

第59条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 卸売業者は、前項に規定する出荷奨励金を交付したときは、規則で定めるところにより、市長に

た承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目
- (4) 当該出荷奨励の対象となる期間
- (5) 出荷奨励金を交付する基準
- (6) 出荷奨励金を交付する理由

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

第60条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

3～5 (略)

第61条 (略)

(完納奨励金の交付)

第62条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称

報告しなければならない。

(買受代金の即時支払義務)

第60条 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ卸売業者から卸売を受けた者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を規則で定める方法により支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、当事者間で定める方法により、仲卸業者に対し、買受代金を規則で定める期日までに支払うよう努めなければならない。

3～5 (略)

第60条の2 卸売業者は、物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、規則で定める期日（出荷者との特約がある場合には、その特約の期日。次項において同じ。）までに、買受代金を支払わなければならない。

2 仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、規則で定める期日までに、買受代金を支払わなければならない。

3 前2項の支払は、規則で定める方法により行わなければならない。

第61条 (略)

(完納奨励金の交付)

第62条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

(2) 完納奨励金を交付する基準

(3) 完納奨励金を交付する理由

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者との間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

第4章 物品の品質管理

(物品の品質管理の方法)

第63条 卸売業者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1)～(4) (略)

2、3 (略)

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第64条 (略)

2～4 (略)

5 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

6 (略)

第65条～第69条 (略)

(使用料等)

第70条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4の金額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。

2～5 (略)

(使用料の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1)、(2) (略)

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 (略)

第72条 (略)

第4章 物品の品質管理

(物品の品質管理の方法)

第63条 卸売業者は、当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1)～(4) (略)

2、3 (略)

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第64条 (略)

2～4 (略)

5 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、許可の期間が1月に満たない場合又は公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

6 (略)

第65条～第69条 (略)

(使用料等)

第70条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表の金額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。

2～5 (略)

(使用料の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1)、(2) (略)

2 (略)

第72条 (略)

第6章 監督

第73条 (略)

(指導及び助言)

第73条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 (略)

(改善措置命令)

第74条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、第58条第3項第1号又は第2号の規定に該当することとなつたときは、卸売業者に対し、委託手数料の率その他の事項に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～5 (略)

(監督処分)

第75条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若

第6章 監督

第73条 (略)

(指導及び助言)

第73条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の取引参加者又は関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 (略)

(改善措置命令)

第74条 市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下った場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定める場合

2 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～5 (略)

(監督処分)

第75条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条の2第1項の許可を取り消し、6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止、又はその業務を執行する役員で当該違反をした者の解任を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若

しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第26条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4～7 (略)

第7章 長崎市中央卸売市場取引委員会

(設置)

第76条 法第13条の2第1項の規定に基づき、長崎市中央卸売市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第77条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に対して意見を述べるができる。

(1) この条例の変更（法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項の変更に限る。）及び第36条第1項第2号の規則で定める割合に関する事項

(2) 第38条第1項の規定による販売、第40条第1項第2号の規定による卸売、第41条第1項第3号の規定による卸売、第49条第2項第2号の規定による販売及び第50条第1項の規定による販売に関する事項

(3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため必要な事項

(運営)

第78条 会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があれば、速やかに委員会を開催するものとする。

(組織)

第79条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

(1) 卸売業者

(2) 仲卸業者

(3) 売買参加者その他の利害関係者

(4) 学識経験のある者

(任期)

第80条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当

しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第26条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4～7 (略)

第7章 削除

第76条から第83条まで 削除

規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長)

第81条 委員会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第82条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第83条 委員会の庶務は、商工部において処理する。

第8章 雑則

第84条～第89条 (略)

第8章 雑則

第84条～第89条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「旧卸売市場法」という。)第15条第1項の規定による許可を受けて長崎市中央卸売市場において卸売の業務(旧卸売市場法第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。)を行っている者は、第1条の規定による改正後の長崎市中央卸売市場業務条例(以下「新条例」という。)第6条の2第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の長崎市中央卸売市場業務条例第41条第1項第1号の規定による市長の指定(旧卸売市場法第39条第1号の規定による農林水産大臣の指定を含む。)を受けた場所に物品(旧卸売市場法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品をいう。)を保管している者は、新条例第40条第1項の規定による指定を受けた者とみなす。

4 市長は、新条例第6条の2第1項、第18条第1項若しくは第29条第1項の許可、新条例第12条第1項の登録又は新条例第26条第1項の承認の

申請があった場合において、申請者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの（以下「有前科者」という。）であるとき（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち有前科者があるものであるときを含む。）は、新条例第6条の2第3項、第12条第4項、第18条第3項、第26条第3項及び第30条の規定にかかわらず、当該許可、登録又は承認をしてはならない。

5 この条例の施行日前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第36条関係）

種類	品目
野菜	長崎県内産で個人出荷される物品
果実	

別表第2（第36条関係）

種類	品目
野菜	該当物品なし
果実	

別表第3（第36条関係）

種類	品目
野菜	別表第1及び別表第2に掲げる物品以外の物品
果実	

別表第4 (第70条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	(略)
卸売業者売場使用料	(略)
低温売場施設使用料	1式 月額 208,580円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額
仲卸業者売場使用料	(略)
買荷保管積込所使用料	A (略)
	B (略)
倉庫使用料	(略)
冷蔵庫使用料	(略)
関連事業者市場使用料	金融機関事業所 1平方メートルにつき月額 1,240円
	関連商品売場 1平方メートルにつき月額 1,290円
関係業者事務所使用料	卸売場棟 (略)
	関連商品売場棟 1平方メートルにつき月額 500円
	管理棟 (略)
	冷蔵庫棟 (略)
仮眠所使用料	(略)
会議室使用料	(略)
屋上駐車場使用料	(略)
空地使用料	(略)

備考 (略)

別表 (第70条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	(略)
卸売業者売場使用料	(略)
低温売場施設使用料	1式 月額 208,580円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第49条に規定する卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額
仲卸業者売場使用料	(略)
買荷保管積込所使用料	A (略)
	B (略)
倉庫使用料	(略)
冷蔵庫使用料	(略)
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき月額 1,290円
関係業者事務所使用料	卸売場棟 (略)
	関連事業者棟 1平方メートルにつき月額 500円
	管理棟 (略)
	冷蔵庫棟 (略)
仮眠所使用料	(略)
会議室使用料	(略)
屋上駐車場使用料	(略)
空地使用料	(略)

備考 (略)

7 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務	附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	長崎市住 宅政策協 議会	本市の住宅政策に関する重 要事項の調査審議に関する こと。		長崎市住 宅政策協 議会	本市の住宅政策に関する重 要事項の調査審議に関する こと。
			長崎市中 央卸売市 場取引運 営委員会	長崎市中 央卸売市 場取引運 営委員会	長崎市中 央卸売市 場取引運 営委員会 に関する必要事項の調査審議に 関すること。
教育委員 会	(略)	(略)	教育委員 会	(略)	(略)
上下水道 事業管理 者	(略)	(略)	上下水道 事業管理 者	(略)	(略)
別表第2（第2条関係） (略)			別表第2（第2条関係） (略)		

〈参考資料〉

1 市場関係者からの意見一覧

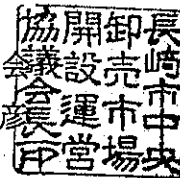
分類	項目	関係者の意見			
		卸売業者	仲卸業者	買参人	出荷団体
取引方法	第三者販売	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和の中で、開設者が関与する合理的理由は少ないのではないか。 ・基本的には規制緩和の考えに理解はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸の立場からは反対だが、他市場の流れから仕方がないのでは。 ・小口販売業者は月次報告だけでよいが、大口販売業者は全体的な流通への影響があるため販売内容を公表すべき。 ・買参人との関係が悪くならないのであれば、自由にして構わない。 ・特別な支障はない。長崎市の業者が求めるサイズが上場ゼロになることは懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市場で取引する商品がなくなることがないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者にとって、安定的な販売、取引の確保が図られる観点で検討してもらいたい。 ・販売方法の多様化となり、問題ない。
	商物一致（分離）	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和の中で、開設者が関与する合理的理由は少ないのではないか。 ・基本的には規制緩和の考えに理解はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大口販売業者は販売物品の内容も公表すべきだ。 ・分離で構わないが長崎市場の商品に迷惑が掛からないようにしてほしい。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の更なる取引の合理化、鮮度向上等を図るため緩和が必要 ・生産者にとっての安定的な販路、取引の確保、販売競争抑止が図られる観点で検討をお願いしたい。 ・物流コストも高騰しており、効率的な流通に対応していくべきと思う。
	直荷引	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和の中で、開設者が関与する合理的理由は少ないのではないか。 ・基本的には規制緩和の考えに理解はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月次報告だけでよいが、一定の取扱量を超える場合は、内容の公表をすべき。 ・自由にしてよい。 ・市場に足りないもの、単価が高いものを入れるためであり、月次報告も必要ないのではないか。 ・市場が対応できないものや極端に価格差があるものがあり、可能としたほうがよい。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・月次報告だけで問題ない。 ・市場流通の機能を十分に認識したうえで検討をお願いしたい。 ・現状維持
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者が兼業に関与する合理的理由はなく、売上に応じた使用料も根拠がないのではないか。 ・兼業については、各市場で対応が異なることになるのはおかしいのではないか。 ・相対中心となっており、販売方法を区分けする合理的理由は希薄になっている。 ・販売方法については、ある程度の線引きは必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・兼業は、月次報告だけでよいのではないか。 ・売買取引の方法を1~3号に分ける必要はない。 ・市場活性化のためにはせりを重視すべきであるが、納品時間の関係で、相対、先取りの必要性も否めない。 ・せりの時間が長くなることは困る。 ・せり対象の商品も売り止めされることがあり、相対との区別が不明瞭。 ・相対の価格がせり後にしか決定しないのはおかしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産品はせりがよい。 ・従来どおりでいいが、陳列されている相対商品の価格の表示をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者に不利にならないよう配慮してほしい。 ・現状維持

分類	項目	関係者の意見			
		卸売業者	仲卸業者	買参人	出荷団体
附属機関	取引委員会 開設運営協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の審議会を廃止することについては同意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止に賛成 ・機能するようにすべき。 ・運営委員会のみで可 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つにまとめるのがよい。 ・開設者、卸売業者、仲卸業者、買参人で形成される会議が必要である。 	—
登録	卸、仲卸業者 の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・従来どおりの登録制とすることに同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来どおりでよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来どおりとしてほしい。 	—
	せり人の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・せり人試験、市長の承認登録は必要 ・これまでと同様市の承認が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の承認とするが試験は不要 ・現状どおりでよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来どおりとしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者が今後も安心して生産、出荷を継続できるように配慮願いたい。 ・現状維持
検査	卸業者への検査 の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上廃止されたものを条例で継続するのは困難ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者の責任が重要となる。 ・開設者が行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監督は開設者で行ってほしい。 	—
	事故物品の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・社内に対応することに同意。 ・現物による立会いができないケースが多いのが実情である。 ・受託物品については検査してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規程で対応可能ではないか。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールづくりが必要と考える。
奨励金	出荷奨励金 完納奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金は必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の公表については法に従い遵守すべき。 ・今までどおりでよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・完納奨励金は現状でよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地への出荷奨励金は今後も必要。 ・市場流通の効率化に資するものとして行政の関与は維持していただきたい。 ・売買条件、結果公表は必要ないと思う。 ・現状維持
オープン化	関連商品棟入 居者の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和を進め、市場の活性化を図ってほしい。 ・基本的には規制緩和の考えに理解はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制撤廃に賛成 ・関連商品のみ販売するように。 ・業種の規制を外すのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンにするのがよい。 ・規制緩和に賛成である。 	—
	市場内での青 果物の販売	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和の検討をすべきだと考える。 ・基本的には規制緩和の考えに理解はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制撤廃に賛成 ・関商棟では、いかなる青果物でも販売は禁止し、仲卸店舗での小売販売を許可してほしい。 ・市場の開放を。あとは業者の判断 ・規制緩和し、全て自由に。これこそ本来のオープン化である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のままがよい。(反対である) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流や地域密着はよいと思う。 ・開設者の判断願う。

令和元年9月30日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市中央卸売市場開設運営協議会
会長 亀田 和彦



卸売市場法改正に伴う長崎市中央卸売市場の運営方針について（答申）

令和元年9月18日付け長市場第91号をもって諮問があった「卸売市場法改正に伴う長崎市中央卸売市場の運営方針」について審議の結果、妥当なものとして答申いたします。

ただし、下記のとおり意見を付します。

記

（附帯意見）

1 長崎市中央卸売市場での取引を優先する原則の確保について

これまでの市場関係者間における信頼関係を堅持しつつ市民への安定的な青果物の供給のため、市場内での取引が優先される仕組みを整えること。

2 公平性の確保について

規制緩和が進む中で、公正な取引が確保できるよう、開設者である長崎市において、市場関係者に対する指導監督を徹底すること。

なお、指導監督に際し、疑義が生じた場合は、新たに設置予定の附属機関（（仮称）長崎市中央卸売市場取引運営委員会）に意見を求め、必要な措置を講じること。



〈参考資料〉 3 中央卸売市場(青果部)開設都市の法改正への対応状況一覧

No.	都市名	開設者 (○:継続 ×:民間等)	その他の取引ルール (○:緩和 ×:変更なし)			附属機関等 (○:設置予定 ×:設置予定なし)
			第3者販売	商物分離	直荷引き	
1	札幌市	○	×	×	×	○
2	青森市	○	×	○	×	○
3	八戸市	○	×	×	×	○
4	盛岡市	○	○	○	○	○
5	仙台市	○	○	○	○	○
6	いわき市	○	×	○	×	○
7	宇都宮市	○	○	○	○	○
8	東京都	○	○	○	○	○
9	横浜市	○	○	○	○	○
10	川崎市	○	○	○	○	○
11	静岡市	○	○	○	○	○
12	浜松市	○	○	○	○	○
13	新潟市	○	○	○	○	○
14	金沢市	○	○	○	○	○
15	福井市	○	×	○	×	○
16	岐阜市	○	○	○	○	○
17	名古屋市	○	○	○	○	○
18	京都市	○	×	○	×	○
19	大阪府	○	非公表	非公表	非公表	○
20	大阪市	○	○	○	○	○
21	神戸市	○	○	○	○	○
22	奈良県	○	○	○	○	○
23	和歌山市	○	○	○	○	○
24	岡山市	○	○	○	○	○
25	広島市	○	○	○	○	○
26	宇部市	○	○	○	○	○
27	徳島市	○	○	○	○	○
28	高松市	○	○	○	○	○
29	松山市	○	○	○	○	○
30	高知市	○	○	○	○	○
31	北九州市	○	○	○	○	○
32	福岡市	○	○	○	○	○
33	久留米市	○	○	○	○	○
34	宮崎市	○	×	○	○	○
35	鹿児島市	○	○	○	○	○
36	沖縄県	○	○	○	○	○
37	長崎市	○	○	○	○	○
集計 (都市数) ※本市除く	○	36	28	33	29	36
	×	0	7	2	6	0
	非公表		1	1	1	
比率 (都市数 /36)	○	100%	78%	92%	81%	100%
	×	0%	19%	6%	17%	0%
	非公表		3%	3%	3%	